

電気工事業の業務の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく立入検査の結果

九州産業保安監督部 電力安全課

令和 5 年度に実施した立入検査の結果は以下のとおりです。

凡例

法：電気工事業の業務の適正化に関する法律

施行規則：電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則

1. 立入検査件数

- ・ 6 件

2. 注意喚起事例

- ・ みなし登録電気工事業者は、建設業許可の更新を行った際に、法第 34 条第 4 項の規定に基づき電気工事業に係る変更届出書の提出が必要です。

3. 厳重注意、法第 27 条第 1 項の規定による危険等防止命令、法第 28 条第 1 項に基づく登録の取消し若しくは事業停止命令又は同条第 2 項に基づく事業停止命令若しくは告発

- ・ 実施なし

お問合せ先：九州産業保安監督部 電力安全課
メールアドレス：bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp
電話番号：092-482-5519